

児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金の支給関係事務の特例について

1 児童福祉施設入所等児童等についての特例

- (1) 臨時福祉給付金は、原則として住民基本台帳が登録されている市区町村において支給するが、施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、当該児童等の住民票がその入所等している施設等の所在市区町村に移っていない場合であっても、当該施設等の所在市区町村から支給する。
- (2) 臨時福祉給付金は、支給を受けようとする者本人及び支給を受けようとする者の属する世帯の世帯構成者からの申請を原則としているが、施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、施設職員による代理申請を基本とし、児童等の保護者から代理申請があった場合でも当該保護者には支給しない。

2 児童福祉施設入所等児童等の定義

児童福祉施設入所等児童等とは、基準日（平成26年1月1日）以降、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者）及び児童以外の基準日時点で満20歳に満たない者）をいう。

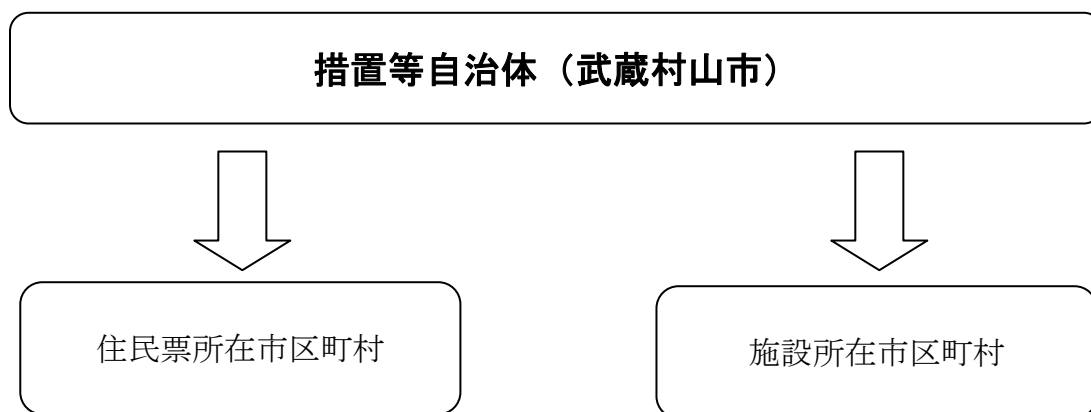
- (1) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等
- (2) 障害児入所施設、指定医療機関、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所等している児童等
- (3) 障害者支援施設又はのぞみの園に入所している児童
- (4) 婦人保護施設に入所している児童等
- (5) 児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等
- (6) 母子生活支援施設に入所している児童等

3 自治体間の連絡調整

児童福祉施設入所等児童等については、上記1のとおり臨時福祉給付金が当該施設等の所在市区町村から支給されるため、「措置等自治体」（当該児童等の施設入所等に係る委託、措置、支給決定等を行った自治体）、「住民票所在市区町村」（当該児童等の住所地がある市区町村）及び「施設所在市区町村」（当該児童等の入所等している施設等が所在する市区町村）間で連絡調整が必要となる。この連絡調整は、所定の様式により行われるが、その際に必要な個人情報はおりのとおりである。

- (1) 措置等自治体と住民票所在市区町村との連絡調整
 - ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・入所等年月日 ・続柄 ・支給停止処理結果
 - ・徴収金階層区分
- (2) 措置等自治体と施設所在市区町村との連絡調整
 - ・施設所在地 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・入所等年月日 ・続柄
 - ・支給停止処理結果 ・徴収金階層区分

パターン1 本市が措置等自治体の場合



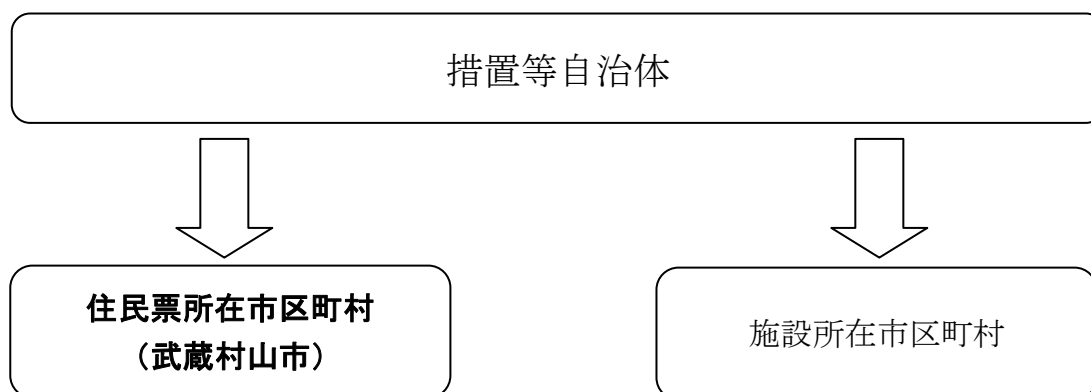
1 住民票所在区市町村の処理

本市から住民票所在市区町村に必要な情報が提供されたことにより、支給先管理リストを作成する。

2 施設所在市区町村の処理

本市から施設所在市区町村に必要な情報を提供されたことにより、施設入所等児童等リストを作成する。

パターン2 本市が住民票所在市区町村の場合



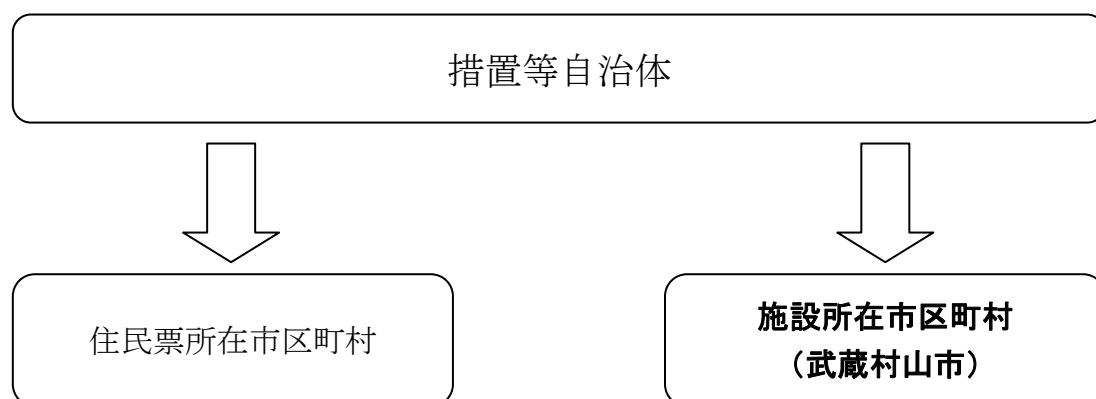
1 本市の処理

措置等自治体から本市に必要な情報が提供されたことにより、支給先管理リストを作成する。

2 施設所在市区町村の処理

措置等自治体から施設所在市区町村に必要な情報を提供されたことにより、施設入所等児童等リストを作成する。

パターン3 本市が施設所在市区町村の場合



1 住民票所在市区町村の処理

措置等自治体から住民票所在区市町村に必要な情報が提供されたことにより、**支給先管理リストを作成する。**

2 本市の処理

措置等自治体から施設所在市区町村に必要な情報を提供されたことにより、**施設入所等児童等リストを作成する。**